



2022年5月27日

各 位

会 社 名 日 本 冶 金 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 保 田 尚 志
(コード番号 5480 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総 務 部 長 小 野 寺 俊 博
(TEL : 03-3272-1511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第140期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式をインターネットによる通知を可能とすべく、定款を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第 17 条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第 20 条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の3日前までに当会社に<u>書面をもって</u>通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>第 17 条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 20 条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の3日前までに当会社に通知しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第 17 条の変更は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

2022 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日（予定）

2022 年 6 月 28 日

以上